



平成 28 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 木 下 榮 一 郎
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 IR・広報室長 鈴木 文利
(TEL. 03-5604-7709)

子会社に対する建設業法に基づく営業停止処分について

当社の連結子会社である株式会社ホセキ北海道は、北海道に所在する農協等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事に関する独占禁止法違反行為によりまして、北海道空知総合振興局より、12月6日付にて下記のとおり建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、今回の処分を厳粛に受け止め、今後、より一層法令遵守の徹底を図るとともに、信頼回復に全社を挙げて努めてまいります。

記

1. 当該連結子会社の概要

名 称：株式会社ホセキ北海道
所 在 地：北海道岩見沢市東町2条7丁目1004番地1
代表者役職・氏名：代表取締役社長 小田切 元

2. 停止を命じられた営業の範囲

建設業における、地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

3. 営業停止期間

平成28年12月21日～平成29年1月19日までの30日間

4. 業績に与える影響

本件による業績への影響は軽微であります。

以 上